

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
東京都	東京都マンション耐震化促進事業(耐震アドバイザー派遣事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火又は準耐火構造の分譲マンション(1,000㎡未満も対象) ・地上3階建以上 ・昭56年5月31日以前に建築確認を受けたもの ・東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助対象建築物は除く。 	対象建築物の耐震化について、都が定める交付対象事業を行う区市町村	1回5万円以内 1マンション10回まで 構造専門・建築計画・設計専門及び設備専門の建築士、マンション管理士、再開発プランナー、弁護士、ファイナンシャルプランナーを助成対象とする。	次のいずれか低い額以内 ①補助対象事業費×1/4 (区市の直接事業の場合) 補助対象事業費×1/6 (区市が費用助成を行う場合) ②区市町村補助額×1/4 ③(区市町村補助額－国費)×1/2	補助率は区市町村の補助額等により別途要件あり	住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 マンション耐震化担当	03-5320-4944	30-364
	東京都マンション耐震化促進事業(耐震診断助成事業)			【補助対象事業費】 1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡以内 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度に、補助対象事業費に加算可 ※過半が住宅用途の複合マンションの場合、要する費用全額を補助対象事業費とする	次のいずれか低い額以内 ①補助対象事業費×1/6 ②区市町村補助額×1/4 ③(区市町村補助額－国費)×1/2				
千代田区	マンション耐震アドバイザー派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・昭56年5月31日以前に建築された建築物 	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	補助率10/10		環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係	03-5211-4310	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:600万円限度	補助率10/10				
	賃貸マンション:450万円限度			補助率3/4					
中央区	マンション耐震診断補助	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:200万円限度	補助率2/3		都市整備部 建築課 構造係	03-3546-5459	-

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線	
港区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)	利用は5回まで	街づくり支援部 建築課 耐震化推進担当	03-3578-2866	-	
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:450万円限度	補助率10/10					
				賃貸マンション:300万円限度	補助率2/3					
新宿区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	(利用は無料)	利用は5回まで	都市計画部 防災都市づくり課 耐震担当	03-5273-3829	-	
	マンション耐震診断補助(簡易診断)			分譲及び賃貸マンション	(利用は無料)					マンション耐震アドバイザー派遣を1回以上利用後
	マンション耐震診断補助			分譲及び賃貸マンション:200万円限度	補助率2/3					区が定めた指定機関の評定を受けること
文京区	耐震化アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	(3回まで利用は無料)	分譲マンション耐震診断助成は、都指定機関の評定が必須	都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当	03-5803-1846	-	
	分譲マンション耐震診断助成			耐火又は準耐火建築物で地階を除く階数が3階以上の分譲マンション:150万円限度	補助率1/2					
	(賃貸マンション)非木造建築物耐震診断助成			非木造の民間建築物(賃貸マンション):50万円限度						
台東区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション ・1回の派遣につき、2万円を上限とする。 ・同一マンションにつき5回まで。			台東区 都市づくり部 住宅課 マンション施策担当	03-5246-1468	-	
	マンション耐震診断			分譲及び賃貸マンション 【補助対象事業費】耐震診断費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額 【補助限度額】延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の場合は200万円限度 設計図書復元等に係る加算あり	補助率1/2					

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
墨田区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物 ・非木造建築物で階数が3以上の建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	(利用は無料)		都市計画部 防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当	03-5608-6269	-
	マンション耐震診断補助	昭56年5月31日以前に建築された建築物		分譲及び賃貸マンション:次に掲げる診断対象床面積に応じ、当該定める額 ア ≤1,000㎡ 500,000円+(1,030円/㎡×診断対象床面積) イ ≤2,000㎡ 1,530,000円+[515円/㎡×(診断対象床面積-1,000㎡)] ウ 2,000㎡ 2,045,000円	補助率1/2				
江東区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	(利用は無料)		都市整備部 建築調整課 建築防災係	03-3647-9764	-
	マンション耐震診断補助			分譲及び賃貸マンション:150万円限度	補助率1/2				
品川区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物 分譲マンションは地上3階以上かつ次のいずれかに該当 ・①小規模マンション:延べ床面積1,000㎡未満のもの ・②大規模マンション:延べ床面積1,000㎡以上のもの、または品川区地域防災計画において定められた啓開道路に接するもの ・賃貸マンション(非木造住宅)個人が所有するもの	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)	利用は年3回、通算6回まで	都市環境部 建築課 耐震化促進担当	03-5742-6634	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:①小規模マンション 100万円(1,000㎡未満)、②大規模マンション 150万円(1,000㎡以上)限度 賃貸マンション:10万円限度	補助率1/2				
目黒区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	延べ面積1,000㎡以上かつ3階建て以上の分譲マンション	原則区負担		都市整備部 建築課 耐震化促進係	03-5722-9490	-
	マンション耐震診断補助			延べ面積1,000㎡以上かつ3階建て以上の分譲および賃貸マンション:200万円限度	分譲マンション 補助率2/3 賃貸マンション 補助率1/2				
				上記以外の分譲及び賃貸マンション:60万円限度	補助率1/2				

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
大田区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)	5回まで無料で利用可	まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当	03-5744-1349	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:300万円限度 賃貸マンション:100万円限度	補助率2/3	診断費用額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い額			
世田谷区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)	診断前3回診断後2回まで	防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	03-5432-2468	-
	マンション耐震診断補助	・昭56年5月31日以前に建築された建築物		分譲及び賃貸マンション:150万円限度 (賃貸は3階以上かつ1,000㎡以上の建物のみ)	補助率2/3				
渋谷区	マンション耐震診断補助	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション:300万円限度	補助率2/3		都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	-
中野区	マンション耐震診断補助	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:750万円限度	耐震診断費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額		都市基盤部 建築課 耐震化促進係	03-3228-5576	-
杉並区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	(利用は無料)		都市整備部 市街地整備課 耐震改修担当係	03-3312-2111	3328 又は 3329
	マンション耐震診断補助(簡易診断)			分譲及び賃貸マンション					
	マンション耐震診断補助(精密診断)			分譲マンション:150万円限度	補助率1/2				
				賃貸マンション:75万円限度	補助率1/4				

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等			備考	所管行政庁 問合せ先			
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額		補助率	担当課	TEL	内線
豊島区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合	分譲マンション	(利用は無料)		都市整備部 住宅課 マンショングループ	03-3981-1385	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:100万円限度	補助率2/3				
北区	マンション耐震アドバイザー補助	・昭56年5月31日以前に建築に着手した建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	(4万9千円限度)	評価費用(15万円限度)を別枠で補助	まちづくり部 住宅課 住宅計画係	03-3908-9201	-
	マンション耐震診断補助(精密診断)			分譲マンション:100万円限度	補助率1/2				
				賃貸マンション:50万円限度					
荒川区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)		防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係	03-3802-3111	2826 又は2827
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:400万円限度	補助率2/3				
				賃貸マンション:200万円限度	補助率1/2				
板橋区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション 1建築物5回まで 区が契約する一級建築士等を派遣	(利用は無料)		都市整備部 市街地整備課 防災まちづくりグループ	03-3579-2554	-
	マンション耐震診断補助			分譲及び賃貸マンション:200万円限度 【補助対象事業費】 1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡以内 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内	補助率2/3				

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
練馬区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション	利用は無料(5回まで)	賃貸マンションの助成については規模等の要件あり	都市整備部 建築課 耐震化促進係	03-5984-1938	-
	マンション耐震診断補助(簡易診断)			分譲及び賃貸マンション	1,001㎡未満:372,000円 1,001㎡以上3,501㎡未満: 496,000円 3,501㎡以上:745,000円				
	マンション耐震診断補助(精密診断)			・昭56年5月31日以前に建築された建築物	分譲及び賃貸マンション:150万円限度 【補助対象事業費】 1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡ 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ 2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡				
足立区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)		都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	03-3880-5963	-
	マンション耐震診断補助			分譲及び賃貸マンション:500万円限度 (ただし、住宅戸数に10万円を乗じた額以下)	補助率1/2				
葛飾区	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	利用は無料(4回まで)	3階以上に限る	都市整備部 建築課 指導・耐震促進係	03-5654-8552	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:150万円限度 設計図書、評定は154万円限度で加算あり。	補助率1/2				

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
江戸川区	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合	分譲マンション	(利用は無料)	診断費用額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い額 別途、図面復元費等の加算有(154万円まで)	都市開発部 住宅課 耐震化促進係	03-5662-6389	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:補助限度額なし	補助率2/3				
八王子市	マンション耐震アドバイザー派遣	昭和56年6月1日以後に建築の工事に着手していない建築物	管理組合	分譲マンション	(利用は無料)	・設計図書の復元は154万円まで加算あり。	まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:耐震診断費用金額と市が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率2/3				
武蔵野市	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭和56年5月31日以前に着工した次に掲げる非木造建築物 ①分譲マンション(※1) ②賃貸マンション(※1) ③小規模共同住宅(※2) ※1とは、3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の耐火または準耐火建築物 ※2とは、3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡未満の耐火または準耐火建築物	所有者 管理組合等	①②③無料	-		都市整備部 住宅対策課	0422-60-1976	-
	マンション耐震診断補助			①上限:200万円 ②③上限:100万円	補助率2/3				

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
調布市	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等	分譲マンション	(利用は無料)	3回まで無料で利用可	都市整備部 住宅課 住宅支援係	042-481-7545	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:100万円限度	診断費用額と市が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い額				
町田市	マンション耐震アドバイザー派遣	昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合	分譲マンション	(利用は無料)	・診断、設計及び工事、それぞれ3回まで、1回あたり2万1千円を限度に助成	都市づくり部 住宅課	042-724-4269	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:500万円限度 ・実支出額と市の助成基準から算出したもののいずれか低い額	補助率2/3				
日野市	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭和56年5月31日以前建築に着手していること ・建築基準法その他関係法令に適合した状態であること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・特定沿道建築物ではないこと ・地階を除く階数が3階以上のもの	管理組合	分譲マンション 1回5万円以内。同一分譲マンションに対し5回まで。	補助率10/10		まちづくり部都市計画課 住宅政策係	042-514-8371	-
	マンション耐震診断補助			分譲マンション ①、②いずれか低い額 ①実際にかかる費用 ②下記の合計 ・1,000㎡以内 3,600円/㎡ ・1,000㎡超2,000㎡以内 1,540円/㎡ ・2,000㎡超1,030円/㎡	補助率2/3				

マンション耐震アドバイザー・耐震診断助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

令和元年5月現在

* 緊急輸送道路について

<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/proceed/topic03.html>

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
国立市	マンション耐震診断補助	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合	分譲マンション:耐震診断費用の3分の2を乗じて得た額と市が算定する面積に応じた額の3分の2を乗じて得た限度額を比較した一方の低い金額	補助率2/3		都市整備部 都市計画課 都市計画係	042-576-2111	361
狛江市	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合等の代表者	1回2時間以内・1マンション5回/年まで	(利用は無料)		都市建設部 まちづくり推進課 住宅担当	03-3430-1111	2546
	マンション耐震診断補助		管理組合等	マンション1棟1回まで・100万円限度	診断に要する費用の1/2				
多摩市	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物	管理組合	分譲マンション	(利用は無料)	アドバイザー派遣は5回/年まで利用無料。	都市整備部 都市計画課 住宅担当	042-338-6817	2781
	マンション耐震診断補助			分譲マンション:診断費用の額と市が算定する面積に応じた額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額(1戸につき5万円、1棟につき200万円限度)	補助率2/3				
西東京市	マンション耐震アドバイザー派遣	・昭56年5月31日以前に建築された建築物 ・特定沿道建築物は除く。	管理組合等	申請者の負担なし 1マンションについて、1年度3回まで 1回あたり3時間、派遣人数2名 耐震アドバイザー:建築士、マンション管理士		耐震診断の結果について、市が定めた機関による評定を取得すること。	都市整備部住宅課住宅係	042-464-1311	2422
	マンション耐震診断補助		管理組合又はその代表者	200万円限度	補助率2/3				